

○幹部会規程

昭和 32 年 8 月 20 日

達第 34 号

第 1 条 市政に関する重要事項を協議し、各部門相互間の連絡調整を図り、行政の総合的かつ能率的運営に資するため、幹部会を設置する。

第 2 条 幹部会は、市長、副市長、局室(局に属する室を除く。以下同じ。)の長及び及び市長の指定する区の長並びに教育長の職にある者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 市長は、前項の委員の外、必要と認める職員を臨時に会議に参加させることができる。

第 3 条 幹部会の会議は、毎週月曜日に開催する。ただし、都合により開催日を変更し、又は臨時に開催することができる。

第 4 条 市長は、幹部会の会議を招集し、会務を総理する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

第 5 条 委員は、市長の指定する事項及びその所管に属する事項のうち他の局室の所管事項との間において調整を要するもの又は総合的に企画し、立案し、若しくは実施する必要があるものその他重要事項であって幹部会において協議を必要とすると認める事案を、必要な資料を添えて、毎週木曜日までに総務局長に提出しなければならない。

第 6 条 幹部会の庶務は、総務局総務課で処理する。

2 総務局総務課長は、幹部会の議事の概要を整理して保存しなければならない。

第 7 条 幹部会の協議事項について調査その他の事務を委嘱し又は命ぜられた職員は、他の規定にかかわらず、それぞれ、その所属長である委員を助けてその事務に従事する責任があるものとする。

第 8 条 この規程に定めるものの外、幹部会の運営について必要な事項は、市長がその都度定める。